

苅田町特定事業主行動計画

職員の仕事と生活の両立支援へ

平成28年4月 改訂

苅 田 町

この苅田町特定事業主行動計画は、町長部局、消防本部、上下水道課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、議会の各任命権者が、連名で策定したもので
す。

もくじ

第1章 計画策定の背景

1 国（国内）の取り組み	P 1
--------------	-----

第2章 基本的な考え方

1 計画の目的	P 1
2 計画の実施期間	P 2
3 計画の推進体制	P 4

第3章 実施計画

1 職員の職場環境	P 5
2 その他の次世代支援対策	P 7

第4章 関連資料

1 次世代育成支援対策推進法	P 8
2 荏田町特定事業主行動計画策定・推進委員会設置規程	P 19

第1章 計画策定の背景

1 国（国内）の取り組み

政府は、総合的な少子化対策として、平成15年3月に地方公共団体及び企業における集中的・計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法案」を制定した。また同時に、市町村や都道府県単位での特定事業主行動計画の策定をすすめ、仕事と子育ての両立支援を推進してきた。

このたび次世代育成支援対策推進法が、平成37年3月31日まで10年間延長され併せて平成27年9月25日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が閣議決定されたことで、次世代育成支援対策とあわせて女性の活躍に向けた課題解決のための特定事業主行動計画を定め、女性の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にし、豊かで活力ある社会の実現を図るものである。

第2章 基本的な考え方

1 計画の目的

苅田町では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目指す次世代育成支援対策推進法に基づき「育児に親しむ職員プログラム」を策定し、職員が、父親、母親として、健やかな子育てをしていくことができるよう、職場を上げて支援に取組んできた。

計画策定後10年が経ち、男性職員の育児休業等の取得率や、年次有給休暇の取得については目標値を下回る結果が出ており、これらの状況を踏まえてより実効性のあるものとなるよう、計画の見直しを図るものである。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づく特定事業主行動計画を策定し、男性も、女性も、子どものいる人も、いない人も、職員一人一人が、この計画の内容を自分自身に関わることと捉え、身近な職場単位でお互いに助け合い支えあって、職員が仕事と子育ての両立を図ることを目的として、職員のニーズに即した計画を策定し、公表することとする。

2 計画の実施期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成37年3月31日までの10年間とする。

ただし、社会情勢の急激な変化等を考慮し、各事業の実情に応じて計画期間中において見直しを行うこととし、計画の進捗状況については毎年次報告を行う。

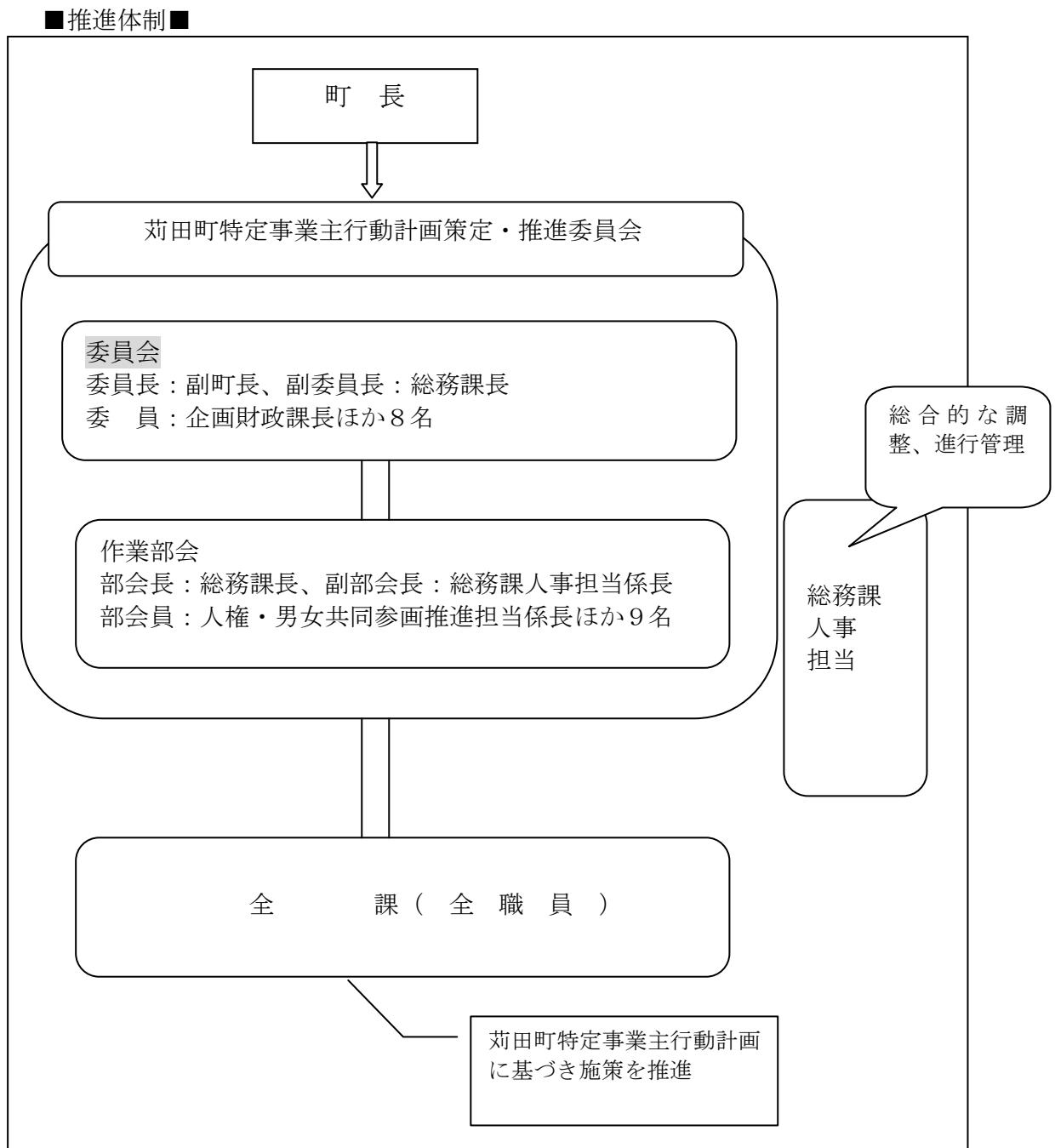
	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年)
計画策定	本計画の実施期間 (毎年次進捗状況報告) 見直し (毎年次進捗状況報告)			

3 計画の推進体制

○全庁的推進体制の確立し、本計画の策定、変更、点検、評価等について協議を行う。

○計画の進行管理

苅田町特定事業主行動計画策定・推進委員会の継続的な設置を行う。



第3章 実施計画

1 職員の職場環境

1. 妊娠中および出産後における配慮

(1) 母性保護および母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中および出産後の職員に対して、次の制度に対して周知する

ア 危険有害業務の就業制限(労働基準法第64条の3)

イ 業務軽減(労働基準法第65条第3項)

ウ 深夜勤務および時間外勤務の制限(労働基準法第66条)

エ 健康診査および保健指導のために勤務しないことの承認

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第22条、23条)

オ 通勤緩和

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第23条)

(2) 妊娠、出産等に係わる特別休暇等の周知及び条例の整備

ア 産前産後休暇【条例整備及びライブラリ掲載済】

イ 母子保健健診休暇【条例整備及びライブラリ掲載済】

ウ 妊婦の通勤緩和【条例整備及びライブラリ掲載済】

エ 妊娠障害休暇

オ 早期流産休暇

カ 不妊治療のための休暇

※ 勤務時間、休日・休暇制度は、地方公務員法の規定に基づき、条例で定められ、国や地方公共団体との均衡や町民の納得性を考慮しながら、適宜制度の見直しを行う。

(3) 出産時および育児休業時の給付制度について周知徹底を図る

・出産療養費、育児休業手当金等【ライブラリ掲載済】

(4) 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

・妊娠職員に対し、休憩時間の延長および休息時間の配慮

・産前休暇の代替職員配置の配慮

目標：産前休暇の代替職員を休暇開始10日前より配置する。

2. 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

ア 特別休暇制度の周知

・配偶者の出産時の出産休暇(3日間)および年休を併せ5日間以上の連続休暇の取得の促進【ライブラリ掲載、声掛け済】

目標：平成37年までに、男性職員の配偶者出産特別休暇の取得率を100%にする。

イ 特別休暇および年次休暇の取得のとりやすい職場環境づくり

・計画的な取得の促進【夏季休暇は計画表の作成、提出済】

3. 育児休業等を取得しやすい環境の整備

ア 育児休業および部分休業制度の周知

- ・男性の育児休業取得についての説明や、育児休業等の制度の周知
【ライブラリ掲載、声掛け済】

目標：平成37年までに、男性職員の育児休業取得率を、平成26年度実績0%から15%以上にする。

イ 育児休業および部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成

- ・育児休業及び部分休業等に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気を醸成する【ライブラリ掲載済】

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

目標：育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう研修等必要な支援を行う。また、育児休業明けは原則として100%現職場に復帰する。

エ 育児休業に伴う臨時の任用職員の活用

目標：産休代替時の臨時職員を配置する。

オ 育児時間制度の周知および改正【ライブラリ掲載済】

- ・育児時間を男性も取得できる事の周知

目標：平成37年までに、職員の育児時間の対象年齢を1歳6ヶ月から2歳まで引き上げる。

4. 超過勤務の縮減

ア 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜業務および超過勤務の制限の周知

- ・小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員に対して、職業生活と家庭生活の両立を支援するための深夜勤務および超過勤務の制限の制度の周知。【ライブラリ掲載済】
- ・超過勤務時間の上限の目安時間の設定等を行う。

目標：職員の年間の超過勤務時間数については、年間360時間以下にする。

イ 一斉定時退庁日等の実施

目標：毎週水曜日をノー残業デイとして設定し、管理職が各職員に早期退庁の勧奨を推進する。

ウ 事務の簡素合理化の推進

- ・業務量の見直し、OA化の計画的な推進による事務の効率化、外部委託による事務の簡素化、事務処理体制の見直しによる適正な人員配置の推進を図る。

【平成27年度現在OA化10年目】

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

目標：超過勤務の縮減の為に時間外勤務届出表に係長決裁欄を追加し、
安易に超過勤務が行われることの無いよう意識啓発を行う。

5. 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

目標：年次休暇の取得目標日数を定め、計画表を策定し職場での業務
予定の職員への早期周知を図る。

イ 連続休暇等の取得の促進

目標：6月から10月の間に連続休暇または週休日等を挟んだ連続休暇
としての夏季休暇の取得を100%とする。

ウ 子供の看護を行うための特別休暇の取得の促進

- ・子どもの看護を行うための特別休暇について、職員に周知を図るとともに、
当該特別休暇の取得を希望する職員が、円滑に取得できる環境を整備する。

【産休予定職員に個別に制度説明済・ライブラリ掲載済】

エ 年次有給休暇取得率の増加

目標：平成28年度以降も継続して、職員1人あたりの年次有給休暇
の最低取得日数15日以上を徹底する。

6. 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

目標：固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する慣行
その他の諸要因を解消するため、管理職から臨時職員を含めた
職員全員を対象とした、男女共同参画研修参加率を100%と
なるよう努力し、意識啓発を行う。

2 その他の次世代支援対策

(1) 子育てバリアフリー

- ・外部からの来庁者の多い庁舎において、子どもを連れた人が安心して来庁できる
よう、乳幼児と一緒に利用できるトイレやベビーカーの維持管理に努める。

【庁舎内適切に設置済】

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

- ・地域において、子どもの健全育成、疾患・障害のある子どもの支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援する。

目標：ボランティア休暇制度の利用申請が出たときは100%取得を徹底する。

イ 子どもの体験活動等の支援

- ・子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、子どもが参加する地域の行事・活動に庁舎内施設やその敷地を提供すること、各種学習会の講師、ボランティアリーダー等として職員の積極的な参加を支援する。

目標：子育て支援の為の休暇を創設する。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ・子どもを交通事故から守るため、交通安全教育等の交通安全に必要な措置を実施するとともに、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援する。

【子育て支援の為の休暇設置検討中】

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- ・子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援活動等への職員の積極的な参加を支援する。

目標：年に4回開催する夜間パトロールを周知し、参加者の目標数を100名としてパトロールを行う。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

- ・保護者でもある職員の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもを育むため、福利厚生の一環で実施しているレクリエーション等に当たっては、当該職員だけでなく、子どもを含めた家族全員が参加できるよう配慮する。

目標：年に1度開催される共助会主催行事において、子どもを含めた家族の参加を積極的に推奨する。

3 その他の女性活躍推進対策

(1) 女性の職業生活における活躍を推進する

目標：仕事と子育てに励む女性の声をホームページ等で紹介するなど、

女性が活躍できる職場である事を年間2回広報に掲載する。

(2) 女性の登用について推進する

目標：人事・財政・企画・議会・建設等多様なポストに積極的に女性職員を配置する。又、消防職員に女性の登用を検討する。

目標：平成37年までに管理職の女性割合を20%にする。

(3) 長時間勤務の是正等、男女双方の働き方を改善する

目標：ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価を職員に100%実施する。

次世代育成支援対策推進法

(平成十五年七月十六日法律第百二十号)

最終改正: 平成二〇年一二月三日法律第八五号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十年十二月三日法律第八十五号 (一部未施行)

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針(第七条)

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第八条—第十一条)

第三節 一般事業主行動計画(第十二条—第十八条)

第四節 特定事業主行動計画(第十九条)

第五節 次世代育成支援対策推進センター(第二十条)

第三章 次世代育成支援対策地域協議会(第二十一条)

第四章 雜則(第二十二条・第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条—第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのつとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのつとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのつとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 次条第一項の市町村行動計画において、[児童福祉法](#)（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、[同法第六条の二第二項](#)に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
 - 四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要な事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一條 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中

小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。
(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又

は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雜則

(主務大臣等)

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
- 3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

(権限の委任)

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一七年四月一日法律第二五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第　　号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則（平成二〇年一二月三日法律第八五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
- 二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日
- 四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二条及び第十六条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二十三年四月一日
(一般事業主行動計画の公表に関する経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法(次項及び次条において「新法」という。)第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

- 2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。
(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置)

第七条 新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

- 2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。
(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○苅田町特定事業主行動計画策定・推進委員会設置規程

(平成 17 年 1 月 5 日訓令第 1 号)

改正 平成 17 年 3 月 25 日訓令第 3 号 平成 19 年 3 月 28 日訓令第 1 号

平成 21 年 3 月 24 日訓令第 1 号 平成 22 年 3 月 25 日訓令第 1 号

平成 23 年 3 月 28 日訓令第 1 号 平成 25 年 6 月 21 日訓令第 2 号

平成 26 年 3 月 28 日訓令第 1 号 平成 27 年 3 月 27 日訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 19 条に基づき、特定事業主行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、効果的に推進するため、苅田町特定事業主行動計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画に定める施策の実施に関すること。
- (3) その他行動計画の推進に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は副町長、副委員長は総務課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第 4 条 委員長は、委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は資料等の提出を求めることができる。

(作業部会)

第 6 条 第 2 条に規定する所掌事項の調査研究等を行わせるため、委員会に特定事業主行動計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会長は総務課長、副部会長は総務課人事担当係長の職にある者をもって充てる。

4 部会員は、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

5 前 2 条の規定は、作業部会において準用する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日訓令第 1 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 21 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

特定事業主行動計画策定・推進委員会

委員	企画財政課長
	子育て・健康課長
	上下水道課長
	消防本部総務課長
	議会事務局長
	総合行政委員会事務局長
	農政課長
	教育委員会教育総務課長
	苅田町職員労働組合の推薦者

別表第2(第6条関係)

特定事業主行動計画策定作業部会

部会員	男女共同参画係長
	高齢者福祉サービス係長
	子育て支援係長
	教育委員会学校教育係長
	苅田町職員労働組合の推薦者
	庁内公募に基づき選考した職員 5人以内